

【草津市附属機関設置条例から一部抜粋】

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任意務の欄に掲げるとおり定める。

別表第1 (第2条第1項、第3条第1項関係)

名称	担任意務	定数
(略)	(略)	(略)
草津市障害者施策推進審議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)に定める市町村障害者計画、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進および実施状況の監視、障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に定める市町村障害福祉計画に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	15人以内

【草津市附属機関運営規則から一部抜粋】

(定足数および議決の方法)

- 第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。